

災害時における歯科医療救護に対する福島区歯科医師会の活動協力についての覚書

大阪市福島区役所（以下「福島区役所」という。）と一般社団法人福島区歯科医師会（以下「福島区歯科医師会」という。）は、災害発生時における歯科医療救護に対する活動協力について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画に想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象または大規模な火事等）もしくは事故災害（航空、道路、鉄道等）が発生し、大阪市福島区災害対策本部が設置された場合（但し、大阪府と一般社団法人大阪府歯科医師会との間で締結した「災害時における歯科医療救護活動についての協定書」第 10 条が適用される場合には、同協定を優先する。）に、災害発生時の初期段階における歯科医療救護の万全を期するため、福島区役所が行う歯科医療救護に対して、福島区歯科医師会会員のうち協力可能な歯科医師により実施する歯科医療救護活動への協力について必要な事項を定める。
- 2 福島区歯科医師会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、福島区役所が指定する救護所において歯科医療救護活動への協力を行う。この場合の福島区歯科医師会の協力は民法第 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、福島区歯科医師会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける義務、一定数を確保する義務を負うものではない。
- 3 福島区歯科医師会が行う上記の歯科医療救護活動協力及び同経費の負担については、大阪府と一般社団法人大阪府歯科医師会との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（平成 29 年 7 月 1 日）を準用する。
- 4 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 5 この覚書の有効期間は、令和 4 年 3 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までとする。
ただし、この覚書の有効期間の終了前 30 日までに、双方別段の意思表示がないときは、更に 1 年間延長し、以降同様とする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 1 日

大 阪 市 福 島 区 長

一般社団法人福島区歯科医師会会長